

天橋立公園 松並木景観保全委員会開催要領(案)

第1条 目的

天橋立公園松林の良好な景観を保全する計画作成について、有識者や地元関係団体代表者から幅広く意見を求めることを目的として、「天橋立公園松並木景観保全委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会の委員

委員会の委員（以下「委員」という。）は、有識者や地元代表者等の7名で構成する。

第3条 委員の役割

委員は、天橋立公園松並木景観保全計画に関する事項について意見を述べるものとする。

第4条 委員の任期

- 1 委員の任期は、令和6年3月31日までとし、再任することができる。
- 2 委員に欠員が生じ、会議の運営に支障が生じたときは、新たな委員を選任することができるものとし、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。

第5条 委員長及び副委員長

- 1 会議に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によってこれを決め、会議を進行する。
- 3 副委員長は、委員から委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6条 会議

- 1 会議は、丹後土木事務所長が議題を設定の上、招集する。
- 2 会議は公開とする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

第7条 委員の責務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第8条 委員以外への意見聴取

丹後土木事務所長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

第9条 その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月8日から施行する。